

パブリック・コメント手続（意見募集）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律
施行取扱規則の一部改正について

意見募集期間

令和3年（2021年）

11月10日（水）～12月1日（水）

お問い合わせ先：都市部建築指導課

電話 046-822-8527（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則の一部改正について

I 改正の概要

令和3年5月28日に改正され令和4年2月20日に施行する長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下、「法」）第6条の認定基準について、法第5条の認定制度の適切な運用を図るために、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則（以下、「規則」）を改正して以下の基準を定めます。

- （1）法第6条第1項第4号が規定されたことに伴い、災害の危険性が特に高い区域内の認定をしないとする災害配慮基準を新設します。
- （2）法第6条第1項第3号に関し、規則の居住誘導基準に都市計画道路の区域内の認定をしないとする内容を追加します。

II 施行期日

令和4年2月20日（改正法施行日）から施行します。

Ⅲ 改正する内容

- (1) 法第6条第1項第4号が規定されたことに伴い、災害の危険性が特に高い区域内の認定をしないとする災害配慮基準を新設します。

新設する内容

(災害配慮基準)

法第5条の認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅（以下、「認定対象住宅」）は、次に掲げる区域外に建築されるものとします。

- ① 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- ② 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- ③ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

考え方等

法第6条第1項第4号の「建築しようとする住宅が自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであること」について、長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針（平成21年2月24日国土交通省告示第208号）三 長期優良住宅建築等計画の認定に関する基本事項（以下、「長期優良住宅基本方針の認定に関する基本事項」）5では、「認定申請対象住宅が、例えば、地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域内、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域内、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内にある場合には、認定を行わないことを基本とする。」としています。

本市においても、認定対象住宅が長期にわたり良好な状態で使用していくために、地すべり防止区域内、急傾斜地崩壊危険区域内、土砂災害特別警戒区域内の建築物については認定対象から除外することとします。

- (2) 法第6条第1項第3号に関し、規則の居住環境基準に都市計画道路内の認定をしないとする内容を追加します。

追加する内容

(居住環境基準)

認定対象住宅は、都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設のうち都市計画法第11条第1項第1号に規定する施設(都市計画道路等)の区域外に建築されるものとします。

考え方等

法第6条第1項第3号の「良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること」について、長期優良住宅基本方針の認定に関する基本事項4では、「認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅が、都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域内その他の建築制限のある区域内にある場合には、認定を行わないことを基本とする。」としています。

本市においても、都市計画道路の区域内の建築物については認定対象から除外することとします。

これまでも規則第3条において居住環境基準を定めていますが、これに加えて規定するものです。

意見の提出方法

- 1 提出期間 令和3年（2021年）11月10日（水）から12月1日（水）まで
- 2 あて先 都市部 建築指導課 許認可第1係
- 3 提出方法
 - 書式は特に定めておりません。
 - 住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。
 - （1）（市内在勤の場合）勤務先名・所在地
 - （2）（市内在学の場合）学校名・所在地
 - （3）（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項
 - （4）（当該パブリックコメント案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項
 - 次のいずれかの方法により提出してください。
 - （1）直接持ち込み
 - ・ 都市部建築指導課（横須賀市役所分館4階 16番窓口）
 - ・ 市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階 34番窓口）
 - ・ 各行政センター
 - （2）郵送
〒238-8550
横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 都市部建築指導課
 - （3）ファクシミリ
046-825-2469
 - （4）電子メール
bg-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。